

## スクールゾーン要請事項 提出の際の注意点

要請事項作成の際、下記の事項についてご注意ください。  
要請に対応できない場合があります。

### 「スクールゾーン」と書かれた路面標示の補修・新規表示

スクールゾーンの路面標示は那覇市の市民生活安全課が毎年申請期間を設け、受付と対応をしていますので、今回の要請事項には該当しません

### 「飛び出し注意」等の注意喚起を呼びかける看板の設置

道路管理者による注意喚起の看板は、現在は設置されていないそうです

### スピード抑制のハンプの設置

ハンプ（凸状）の道路への設置はバイク等の走行上危険性があることから、コミニュティ道路以外の公道には原則設置されないそうです

### 横断歩道の新設について

- 信号機が設置されていない交差点では3.5メートル以上、単路（交差点ではない道路の直線区間）においては5.5メートル以上の車道幅員が必要となります
- 勾配の急な坂道や坂の頂上付近、見通しのきかない道路の曲がり角やその付近は、設置できない場所となります
- 横断歩道の間隔は、おおむね100メートル以上で、それ以内にある場合、新設は難しく、既存の横断歩道の位置を変更するかの調整になります
- 横断歩道の両側に滞留場所の確保が出来ない場合は、新設が難しいとのことです

### 信号機の新設について

警視庁が定めた「信号機設置の指針」より5つの必要条件があります

- 1 一方通行を除く、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること
- 2 歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること
- 3 主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間の主道路の自動車等往復交通量が300台以上であること
- 4 隣接する信号機との距離が150メートル以上離れていること
- 5 交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できること

※「信号機設置の指針」は信号機設置の検討ができる基準となっており、設置にあたっては各関係機関等との調整が必要となるため、条件に該当したからといって、必ずしも信号機が設置されるわけではないとのことです

## 街灯について

次の2つの種類に分けられます

- 1 道路照明灯・・・ 那覇市道や県道など道路管理者が設置・管理するもので、照明灯設置基準に該当する場合に設置することができるそうです
- 2 保安灯 ……… 地域の自治会や住民団体（自治会等）で設置・管理するもので、那覇市市民生活安全課にて保安灯の補助金事業（設置・電気料）を実施していますので、学校PTAで補助金利用を検討のうえ設置するか、近隣自治会等へ設置を要請するかになります